

### 第3章 学校における安全管理





## 第1節 学校における安全管理の考え方

### ポイント

- 学校における安全管理は、事故の要因や危険を早期に発見し、速やかに除去するとともに、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図るようにすることである。
- 安全管理は、安全教育と一体的な活動を展開することによって、初めて学校における安全が確保できるため、学校安全計画や危機管理マニュアル作成時には十分留意し、実効的なものとする必要がある。

### 1 学校における安全管理

学校における安全管理は、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えること、すなわち、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活における行動等の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図るようにすることである。

安全管理には、全ての学校種や児童生徒等に共通して行われる点も少なくないが、立地を含む学校環境や児童生徒等の状況などは大きく異なる点もあるため、それぞれの学校の実情に応じた管理も不可欠である。例えば、学校環境については、学校種や教育活動の重点等による施設や設備の違いが挙げられる。児童生徒等の特性としては、年齢や個人により、心身の発育・発達の状態、行動、障害の種類や程度などが異なることが挙げられる。同じ環境であっても、その危険性は個人によって同一でないことに十分留意することが必要である。

また、安全教育又は安全管理どちらか一方のみでは、児童生徒等の安全確保の実現は難しく、安全教育と安全管理が一体的な活動を展開することによって、初めて学校における安全が確保できるものである。安全管理における環境整備等は、児童生徒等がより安全な行動を意思決定したり、行動選択したりすることを促すことにもつながる。さらに、安全管理を行う主体は、原則として校長をはじめとする教職員であるが、できる限り、児童生徒等や保護者、地域、関係機関等が安全管理に適宜参加することにより、教職員以外の立場ならではの視点や協力により安全管理の取組が充実する面もある。

このため、学校安全計画で一体的に安全教育と安全管理を年間の計画に基づいて計画的に実施することが重要である。

## 2 体制整備

児童生徒等の安全を脅かす事故等は、学校管理下のあらゆる場面で発生することが想定されることから、全ての学校及び教職員は、日頃から、事故等の未然防止や事故等発生時における対応に関して、適切な対応を組織的に講じられるようにしておくことが必要である。また、学校教育活動全体を通じた系統的・体系的な安全教育を推進するためにも、学校組織全体が安全教育に関する目標を共有して組織的に取り組むことが必要である。

このため、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員を中心として、組織的な取組を的確に行えるような体制を構築するとともに、全ての教職員が、各キャリアステージにおいて必要に応じた学校安全に関する資質・能力を身に付けることが重要である。併せて、学校と家庭、地域の関係機関・団体等及び学校相互の連携や情報交換を密にし、地域ぐるみで安全を守り、安心して学校生活を送れるように環境を整える必要がある。(詳細は第5章参照)

## 第2節 事故等の未然防止のための安全管理

### ポイント

- 事前の安全管理は、事故等の未然防止と事故発生後の的確な対処への備えの両面がある。
- 全ての学校及び全ての教職員は、日頃から組織的に安全管理に取り組む体制を整備するとともに、学校環境や学校生活、通学路等の点検を通して危険な箇所や場면을抽出・分析・管理し、PDCAサイクルの中で、改善を重ねていくこと、実際の事故発生時の対応手順や体制についてあらかじめ十分準備しておくことが重要である。

事前の安全管理の取組は、安全な環境を整備し、事故等の発生を未然に防ぐことを目的とした取組と、事故等発生時に的確に対処するための備えとしての取組から成る。実際の事故等発生時の対処の詳細については第3節、第4節で触れることとし、以下は事故等の発生を未然に防ぐことを目的とした事前の安全管理の取組について触れる。

### 1 学校環境の安全管理

学校環境の安全管理の方法としては、安全点検の実施と改善措置が考えられる。

#### (1) 安全点検の種類と対象

学校環境の安全を保つためには、学校とその設置者が協力して校舎等内外の施設・設備を点検し、危険を事前に発見するとともに、それらの危険の除去等の改善措置を講じなければならない。安全点検の対象や内容は多岐にわたる。また、安全点検の対象である学校環境は、常に

同じ状態にあるわけではなく、季節あるいは時間、自然災害等により劇的に変化するものである。そのため、安全点検を継続的かつ計画的に行わなければ、環境や行動における重大な危険は見逃される可能性がある。安全点検の確実な実施を促すために、実施方法について法的に定められている。学校保健安全法施行規則（以下「規則」という）に基づく安全点検は、定期的、臨時的、日常的に例えば次表のように行うこととされている。

安全点検の種類	時期・方法等	対 象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期1回以上 計画的に、また教職員 全員が組織的に実施	児童生徒等が使用する 施設・設備及び防火、 防災、防犯に関する設 備などについて	毎学期1回以上、幼児、 児童、生徒又は学生が通 常使用する施設及び設備 の異常の有無について系 統的に行わなければならない（規則28条第1項）
	毎月1回 計画的に、また教職員 全員が組織的に実施	児童生徒等が多く使用 すると思われる校地、 運動場、教室、特別教室、 廊下、昇降口、ベランダ、 階段、便所、手洗い場、 給食室、屋上など	明確な規定はないが、各 学校の実情に応じて、上 記（規則28条第1項）に 準じて行われる例が多い
臨時の安全点検	必要があるとき ・ 運動会や体育祭、学芸 会や文化祭、展覧会な どの学校行事の前後 ・ 暴風雨、地震、近隣で の火災などの災害時 ・ 近隣で危害のおそれの ある犯罪（侵入や放火 など）の発生時など	必要に応じて点検項目 を設定	必要があるときは、臨時 に、安全点検を行う（規 則28条第2項）
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く 活動を行うと思われる 箇所について	設備等について日常的な 点検を行い、環境の安全 の確保を図らなければなら ない（規則29条）

学校保健安全法施行規則（抜粋）

第28条 法第27条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期1回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

定期の安全点検では、対象が多岐にわたるので、点検の質を確保するためには、教職員全員により、組織的かつ計画的に行われなければならない。日常の安全点検は、児童生徒等の学習活動や学校生活に伴って、常に行われる必要がある。また、臨時の安全点検については、改修により施設及び設備の状況が変化した場合や突発的に必要となる場合もあるので、実施すべき状況やその方法等について事前に検討しておく必要がある。

※規則における「他の法令」とは、例えば消防法（昭和23年法律第186号）や建築基準法（昭和25年法律第201号）等の安全管理に関係する法令に基づくものが想定されている。

**【建築基準法に基づく法定点検の実施について】**

建築基準法に基づく定期点検の制度では、学校設置者の別や学校施設の所在地を所管する特定行政庁が学校を定期点検の対象に指定しているかどうかによって、義務付けられる点検等の有無や内容が区分されています。

学校設置者	特定行政庁が学校を定期点検の対象に		点検等の内容	点検等の時期
	指定している	指定していない		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県又は建築主事を置く市町村が所有・管理する公立学校</li> </ul>	定期点検の実施義務		建築物の劣化・損傷の状況の点検	3年以内毎
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立学校</li> <li>・私立学校</li> <li>・上記以外の公立学校</li> </ul>	定期調査の実施及び特定行政庁への報告義務	義務なし 有資格者による定期点検の実施を要請	建築物の劣化・損傷の状況及び基準への適合性等の点検・調査	3年以内毎で特定行政庁が定める時期

子供たちの安全を守るために・学校設置者のための維持管理手引・（平成28年3月）

※建築基準法第8条第1項の規定により、直接的に点検の実施義務がない場合であっても、全ての学校設置者に対して、建物を常時適法な状態に維持するよう努力義務が課されていること等から、文部科学省では、点検の実施義務がない学校設置者に対して、建築基準法や関係告示を参考に有資格者による専門的な点検を定期に実施するよう要請している（平成27年10月30日付け27文科施第375号「学校施設の維持管理の徹底について（通知）」）

**【消防法に基づく法定点検の実施について】**

消防法に基づく定期点検の制度では、全ての学校の設置者に対して、消防設備の種類に応じて6ヶ月～1年以内毎に点検し、3年毎に消防庁又は消防署長への報告を行うことが義務づけられています。

(2) 安全点検の方法・体制等

安全点検の実施計画では、対象や種類別の安全点検表及び項目ごとの観点や分担を明らかにした実施要領を作成し、全教職員の共通理解を図って実施する必要がある。個々の点検は、目視・打音・振動・負荷・作動等により行われるが、対象や項目に応じて、複数の方法を組み合わせることとなる。

学校内の施設等の点検作業は、安全管理の一環として行うものである。この点検作業の実施方法については、個々の学校・教育委員会の実情に応じて適切に判断することとなるが、教師の負担軽減の観点から、教師が行うのは授業等の業務に付随して行う日常点検の範囲にとどめ、その他の改善措置等については、（現在も教師以外の学校職員も行っているが）専門的な知識や経験を有する地域ボランティアの参画や民間委託等も検討し、教師に行わせないように努めるべきである。特に、対象や項目によっては、構造上の複雑さや表面の塗装等により、学校の教職員では金属疲労・腐食・亀裂等の状態を正確に把握できない場合もある。判断が難しく、点検の信頼性が疑われる場合には、定期の安全点検だけでなく臨時に専門家による点検を行う必

要がある。近年、遊具や固定施設、ブロック塀等の倒壊・破損、老朽化、設置の状態等により重大な事故が発生していることから、定期の安全点検だけでなく臨時に、専門家による安全点検を積極的に実施する必要性が高まっている。このため、各学校と設置者が十分に連携し、具体的な対策を検討すべきである。

また、安全点検表の作成に当たっては、その対象となる場所ごとに、点検の観点、点検の方法、判定結果、不良箇所とその程度、改善措置の状況などを記録できるようにする必要がある。

### (3) 改善措置

学校保健安全法第28条において「校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合は、遅延なく、その改善を図るための必要な措置を講じ、又は、当該措置を講じることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。」と規定されている。学校内の施設及び設備の安全点検を実施し、児童生徒等の安全の確保に支障となる事項を認めた場合は、危険物の除去、施設・設備の修繕、危険箇所の明示、立入禁止や使用禁止又は使用場所の変更を行うなどの適切な措置を講じなければならない。大規模な改修を伴う場合など校長が対応できない事項については、学校の設置者に速やかに報告し、適切な措置の実現を図らなければならない。補修・改修履歴等の安全管理に関する情報を設置者と学校が共有する必要がある、人事異動の際にも引き継ぐことが重要である。

### (4) 学校環境における安全管理の対象

対象や項目の設定では、学校種の違い、学校環境等や地域の実情を考慮する必要がある。対象や項目の例を本資料別表に示すが、これらに限定することなく、追加・変更等を行うことが求められる。このとき、学校単独では対応できない部分も多いため、教育委員会と十分に連携しながら対応する必要がある。

#### ① 校舎内等の施設・設備の安全管理

校舎内・園舎内の管理の対象としては、教室（保育室）、廊下、階段、トイレ、特別教室、体育館（遊戯室）等が考えられる。これらは、児童生徒等の学校生活の中で最も多く使用される場所であり、状態の変化には特に留意する。また、寮や寄宿舎については、校舎内等の安全管理に準じて行う。

#### ② 校舎外等の施設・設備の安全管理

校舎外・園舎外の安全管理としては、運動場・園庭等、体育施設、運動用具等の倉庫、プール、足洗い場等が考えられる。これらの安全管理については、外部環境や一般の者との接点が多いものであることに留意する。なお、施設や器具・用具については、それ自体の安全管理だけでなく、使用法や扱い方も重要であるが、それらについては次の「学校生

活の安全管理」において述べる。

#### コラム 「学校施設の維持・管理」

施設を含む学校の管理は学校教育法の定めにより設置者が行うこととされている。また、校舎その他の施設及び教具その他の設備については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の定めにより、教育委員会の職務権限とされている。

このような中で、学校施設の利用の段階では、学校保健安全法や建築物の安全に関わる様々な法令等に基づき安全を確保することとなっている。

設置者は、法令に定められた定期点検等を専門の技術者に依頼したり、定期的に見回ったりするなど維持管理を行っていたりするところであるが、施設・設備の日常的な変化は教職員の方が気付きやすい。このため、教育委員会・学校の実情に応じて適切な役割分担の下で協力して学校施設の維持・管理を行うことが必要である。

このとき、教師の負担軽減の観点から、教師が行うのは授業等の業務に付随して行う日常点検の範囲にとどめ、その他の改善措置等については、現在も教師以外の学校職員も行っているが、地域ボランティアの参画や民間委託等も検討し、できる限り教師に行わせないように努めるべきである。

#### (5) 不審者侵入防止の観点からの安全管理

学校への不審者侵入防止の観点から、①校門、②校門から校舎への入口まで、③校舎への入口という3段階のチェック体制を確立し、対策を講じる必要がある。

このため、校門、囲障、外灯、校舎の窓、出入口等の破損、錠の点検・補修、警報装置や防犯監視システム、通報機器を設置している場合の作動状況の点検、警察や警備会社等との連絡・通報体制の整備、死角の原因となる立木等の障害物の有無、駐車場や隣接建物等からの侵入の可能性などについて検討する。

併せて、学校への来訪者の案内・指示・誘導、敷地や校舎への入口等の管理、入口や受付の明示、来訪者への声掛けや名札等による識別、教職員やボランティア等による校舎内外の巡回などについて検討し、必要な対策を実施する。

また、学校施設の開放時は、開放部分と非開放部分とを明確な区分及び不審者等の侵入防止策（進入禁止場所の明示や施錠等）を徹底する。

#### (6) 自然災害等の発生に備えた安全管理

自然災害等発生に備えた安全管理としては、火災や地震、火山活動などの災害発生時の避難に関する事項及び地震等への備えに関する事項等が考えられる。例えば、学校の立地状況や地域の特性を確認していること、危機管理マニュアルの作成・点検をすること、「緊急地震速報」

を受け取った際の対応、避難経路や防災施設等の周辺に障害物を置かないこと、避難器具の点検、設備や器具等の転倒・落下防止<sup>7</sup>、発火しやすい薬品等の安全な保管、関係機関との連絡体制・連絡機能の確保、非常用物資の備蓄などについて十分検討し、取り組む必要がある。

さらに、学校が所在する市区町村の地域防災計画との密接な関連を図り、学校施設が地域の指定避難所に指定されている場合の対応等（使用場所についての優先順位や衛生管理にも配慮した安全管理等）についても十分に協議・検討し、対策を講じておく必要がある。

一方、防災に関する施設や設備については、誤作動によるけがなど、日常の安全性の観点からの安全管理も必要である。防火扉、防火シャッターについては定期点検、取扱いの注意等を徹底する必要がある。

## 2 学校生活の安全管理

学校生活の安全管理は、休み時間、各教科等の学習時、クラブ活動等、学校行事、その他学校における全ての教育活動を対象として、主に児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止するために行うものである。学校生活の安全管理を効果的なものにするには、まず、安全管理の観点と方法を適切に定める必要がある。観点と方法の設定には、全国、地域、あるいは各学校における過去の事故統計や事故事例を分析し事故の発生状況を把握するとともに、自校の児童生徒等の多様な行動などの実態を踏まえなければならない。さらに、観点や方法について全校の教職員で共通に理解を図る必要がある。

### (1) 学校生活の安全管理の方法

#### ① 事故の発生状況や原因・関連要因等の把握

自校における事故の発生状況及びその原因・関連要因等を確実に把握するためには、「運動や遊びなどの活動内容、活動場所等の実態調査」「学級日誌、委員会活動及びクラブ活動等の記録」「健康観察や保健室来室状況等の記録」「教職員による行動観察」などの情報を活用する。国内等の事故については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの事故統計や事故事例等を活用する。（コラム「学校における安全点検のPDCAサイクル3（3）事故等情報の共有参照）以上のような情報は、校内は当然のこと、地域の学校間においても積極的に交換されることが望まれる。また、教育委員会等は地域の事故等の事例を収集・分析し、域内の学校に対し取組を促すことが必要である。

#### ② 行動や場所の規制

<sup>7</sup> 東日本大震災では、天井や照明器具、ロッカーなどのいわゆる非構造部材の落下や転倒によって大きな被害が発生した。特に、天井高の高い体育館等の天井材や照明器具、バスケットゴールなど高所に設置されたものは、落下した場合に致命的な事故につながるおそれが大きく、同震災では天井材等の落下により生徒が負傷する事態が生じたことなどから、文部科学省では、平成25年8月「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」を作成し、周知している。

行動や場所の規制は、休み時間やクラブ活動等、児童生徒等の自由度が高い時間帯においても有効であるように、具体的で明確でなければならない。例えば、立入りを禁止する場合には、その場所を明示するとともに、容易には立ち入ることができないような措置を講じる必要がある。そのためには、まず、規制について教職員が共通に理解し、協力体制を確立し指導する必要がある。さらに、規制の理由を児童生徒等に理解させ、遵守を徹底させなければならない。

### ③ 情緒の安定及び良好な健康状態の把握

児童生徒等の情緒の状態をはじめとする心身の健康状態は、行動に大きく影響し、結果として児童生徒等の安全性に影響を与える。よって、心身の健康状態の把握及びその安定や改善に努めることが重要である。なお、個別の対応が必要な児童生徒等は、言葉で促すだけでなく実際に目視で確認することも大切である。

### ④ 安全管理と安全教育との関連

学校生活における安全管理は、事故防止を直接的な目的としていることから、指示的、規制的になりやすい。もちろん、指示的・規制的姿勢は必要であるが、あまりに偏ると、思春期以降には逆効果になる場合も少なくない。規制やきまりについては、規範意識形成のために遵守させるべき対象と捉えるばかりでなく、児童生徒等が安全を重視した意思決定や行動選択を行うための環境整備の1つであるとみなすことができる。したがって、児童生徒等には、安全な行動選択の必要性、安全な行動の実践方法などを理解させながら、必要に応じて危険を予測する能力や安全を尊重する規範意識等の形成と関連させ、指導の徹底を図ることが大切である。すなわち、安全管理と安全教育は相互に充実を図る関係にあることに留意する。

また、学校生活における安全管理の効果を高めるためには、教職員と児童生徒等との人間関係及び児童生徒等相互の人間関係において信頼が不可欠である。

なお、児童生徒等の中には、危険な行動をとるなど、けがをしやすい者も認められる。こうした児童生徒等に対しては、多面的な理解、個別的な指導など、発達の段階も考慮した働きかけを行うことが大切である。

## (2) 学校生活の安全管理の対象

学校生活の安全のためには、施設・設備、器具・用具等学校環境自体の安全が前提となるが環境の安全管理については、主として「第2節1(4)学校環境における安全管理の対象」において扱う。以下では、学校生活ごとに、様々な対象に共通する安全管理の観点について述べ、本資料別表として、留意点や対象・項目の例を示すこととする。ただし、対象や項目の設定には、学校種の違いや自校の環境の実態等を考慮する必要がある。別表の例に限定することなく、適宜、追加・変更等行うことが望まれる。

## ① 休み時間

休み時間等の安全管理は、始業前の時間、業間の休み時間、昼の休み時間、放課後などがその対象となる。このような時間には、児童生徒等は解放感から、とかく無意識のうちに危険な行動をとる場合があり、事故の発生も多く、児童生徒等間の暴力やいざこざ等が起こることも考えられる。したがって、始業前の特定時間、業間の休み時間、昼の休み時間、放課後等それぞれ時間の特徴に応じて、次のような観点から安全点検を行い、必要な措置をとるようにする。

## ○ 校舎内で活動している場合

- ・ 屋上や階段、廊下や教室の施設そのものに不備や危険はないか。
- ・ 校舎内での施設の利用や児童生徒等の行動に危険はないか。
- ・ 庇や天窓に乗ったり、窓から不用意に体を乗り出したりするなど危険な行動をしていないか。

## ○ 運動場、体育館等で活動している場合

- ・ 運動や遊びをしている者と他の者との間に危険はないか。
- ・ 運動や遊びの種類と場所に危険はないか。
- ・ 休み時間から学習時間に移るときの児童生徒等の行動に危険はないか。
- ・ 人目につきにくいところで運動や遊びをしている者に危険はないか。
- ・ 新しく児童生徒等の間に流行している遊びで安全上の問題となるものはないか。

## ○ 運動場、体育館等で遊具や固定施設、移動施設を利用している場合

- ・ 遊具、固定施設そのものについて不備や危険はないか。
- ・ 利用の仕方に無理はないか。
- ・ 利用している者の行動に危険はないか。
- ・ 固定施設の近くにいる者に危険はないか。

## ② 各教科等の学習時間

各教科等の学習時、特に、理科、図画工作科、美術科、家庭科、技術・家庭科、体育科、保健体育科、及び高等学校の専門教育での実験、実習、実技などにおける事故は少くない。また、総合的な学習の時間等では、校外で活動することも想定されるので、安全への一層の配慮が必要となる。各教科等の安全管理では、学習中は当然のこと、学習前から心身状態等の把握に努める。また、けがの可能性が高い児童生徒等に対しては、個別的に配慮する。校外での活動に際しては、事前の調査等が不可欠であることはいうまでもない。

これらの教科等に共通して留意すべき事項としては、次のような点が挙げられる。

- 始業前や授業前に、児童生徒等の心身の状態の把握、服装、学習中に予想される危険に対する配慮がなされているか。
- 施設、用具、教材・教具等が整備され、その扱い方が児童生徒等によく理解され、利

用の仕方に危険はないか。

- 情緒不安傾向の児童生徒等、特に、注意を要する者に対する適切な個別的配慮がなされているか。

これらの基本的な共通点に留意して、それぞれの教科等の特性、児童生徒等の実態に応じた具体的な観点を作成して、安全管理の万全を図る必要がある。

### ③ 特別活動（クラブ活動等、学校行事）の活動時

クラブ活動等の活動は、児童生徒等が自主的に行う、学年や学校全体など集団で行う、校外で行うなどの特徴を有する。また、これらの活動は、場所、活動状況等が極めて多岐にわたる。

よって、多様な状況に応じた安全管理が必要となる。

クラブ活動や学校行事など、児童生徒等が自主的に行ったり学年や学校全体など集団で行ったりする諸活動については、慎重な安全管理の配慮が必要である。部活動についても同様である。このために共通した観点を次に挙げる。

- 参加する人員は完全に確認されているか。
- 異なった学年の児童生徒等による共通の活動であるための無理や危険がないか。
- 場所、時刻、時間等に無理や危険はないか。また、用具や使用施設・設備の安全の状況が確認されているか。
- 参加する者の健康状態が十分把握され、活動状況に危険はないか。
- 活動をしている者同士の間には危険はないか。

このような基本的な共通点を押さえながら、各活動内容に沿って、具体的な観点を設定し、児童生徒等の自己管理と併せて、効果的な安全管理を進めていくことが必要である。

特に、放課後等に行われる部活動での事故が多いので、部活動に参加する者の自己管理を徹底するとともに、直接指導を充実するなど教職員の共通理解を図るようにする。また、歯等の障害が著しく多いことから、種目や運動内容によっては、マウスガードを活用することなども考慮する必要がある。

### ④ 学校給食の時間

学校給食では、配膳室からの食缶等の受渡し時、運搬時、教室内での配膳時等の様々な段階がある。この段階に際して、時として事故を招くことがある。このため、特に次のような観点到留意した安全管理が必要となる。

- 学校給食の配膳室の窓口前に危険はないか。また、食缶、食器等の受渡しの方法等に危険はないか。
- 食事や食器を運搬する方法、運搬する通路などに危険はないか。
- 食事を配膳するときの取扱いに危険はないか。

また、学校には各種のアレルギー疾患の児童生徒等が在籍していることや、既往症のある児童生徒等のみが発症するとは限らず、学校給食で初めて食したものに反応する事例もあることから、アレルギー疾患の児童生徒等の有無にかかわらず、油断することなく、全ての学校でアレルギー疾患の理解といざというときの対応を整えておく必要がある。このため、特に、食物アレルギーへの対応については、各学校の対応マニュアルに記載された取組が確実に行われていることについても併せて確認が必要である。

(食物アレルギー対応に関しては、「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」「学校給食における食物アレルギー対応指針」を踏まえ、適切に行う。)

#### ⑤ 清掃活動等作業時

日常の清掃、大掃除、学校環境緑化活動、その他の作業活動時においても、用具の扱い方、危険な行動などが原因で事故が発生することがある。このため、次のような観点に留意して、安全管理に当たることが大切である。

- 道具や用具が正しく安全に利用され、また作業時等の服装が適切なものであるか。
- 肥料や薬剤の取扱いが安全になされているか。
- 作業している場所及びその周辺に危険はないか。
- 作業活動が周辺の者に危険を及ぼすことはないか。

### 3 通学の安全管理

児童生徒等の通学時の安全を確保するためには、教育委員会・学校・保護者や警察等の関係機関、自治体、地域の関係団体等との連携を図り、取り組むことが重要である。

通学路における児童生徒等の安全については、通学路を含めた地域社会における治安を確保する一般的な責務は当該地域を管轄する地方公共団体が有するものであるが、学校保健安全法第27条に規定する学校安全計画に基づき、各学校において児童生徒等に対する通学路における安全指導を行うこととするとともに、第30条において警察やボランティア団体等地域の関係機関・関係団体等との連携に努めることとされていることから、各学校においては適切な対応に努めることが求められている。

通学の安全管理は、児童生徒等の通学時における安全の確保を目的とするもので、通学路の設定とその安全確保及び通学の手段に対応した安全管理が主な対象となる。具体的な対象や項目の例を本資料別表に示すが、安全な通学路の設定、通学路による登下校の徹底、定期的な通学路の点検、危険箇所・要注意箇所の周知・対策などを行う必要がある。特に、中学校や高等学校、特別支援学校における生徒の通学手段は、多岐にわたることから、それぞれの交通手段の特性を考慮した安全管理が求められる。また、通学の安全管理については、交通安全の観点だけでなく、誘拐や傷害などの犯罪被害防止という生活安全の観点や災害発生時の災害安全の観点からも対策が必要である。

なお、通学の安全確保には児童生徒等の行動が大きく関わるので、児童生徒等の行動の自己管理が極めて重要となる。したがって、安全管理だけでなく計画的な安全教育が不可欠であり、両者を特に密接に関連付けるべきである。さらに学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たし責任をもって児童生徒等の指導に当たることが重要である。

例えば、点検等により把握した情報を、安全マップの作成等を通じ、危険箇所・要注意箇所を「見える化」して関係者間で共有し、安全確保策を講じたり、地域の関係機関等との連携を図り、「子供110番の家」等の登下校時の緊急の際の避難場所を児童生徒等に周知したり、登下校時の緊急の際の対処法の指導などについて検討したり、必要な対策を実施することなどが考えられる。

### (1) 通学路の設定と安全確保

通学路の設定と安全確保に当たっては、教育委員会・学校、保護者等は、警察やボランティア等からの情報提供や実際に通学路の状況を把握して、交通事情等、誘拐や傷害などの犯罪被害防止、土砂崩れや河川の氾濫など防災の観点について考慮し、関係者等と議論するなどして、可能な限り安全な通学路を設定する。なお、児童生徒等の通学路が一人一人違うことや、下校時には放課後児童クラブ、放課後等デイサービス等、塾など登校時とは別の経路を利用することもあることから、保護者が状況等を把握し、児童生徒等に安全確保のための指導を行うことが非常に重要となる。

また、登下校時の児童生徒等の安全確保については、学校、家庭、地域社会が、それぞれの状況を勘案し、適切な役割分担の下で協力し、取り組むことが求められている。教職員や保護者は、必要に応じて教育委員会、警察、道路管理者や地域の関係者等との連携体制を構築して、定期的に（又は必要に応じて随時）、通学路を点検し、児童生徒等が一人になる区間や危険箇所・要注意箇所があれば関係者の間で共通認識をもってそれぞれの立場に応じて対応することが必要であり、通学路の安全点検と点検結果に基づく対策の実施、対策効果の把握及びそれを踏まえた対策の改善・充実を一連のPDCAサイクルとして繰り返し実施することが重要である。

### (2) 安全な通学方法の策定・実施

通学の安全を確保するためには、通学路の設定等のほかに、地域の道路や交通事情に即した通学手段を選ぶとともに、誘拐や傷害などの犯罪被害防止の視点や災害時の安全確保の視点から、適切な安全管理の下に通学するようにする。その際、特に次の事項に配慮する必要がある。

#### ① 交通手段の違いによる安全確保

- 徒歩及びバス、電車等交通機関利用による通学の安全確保

利用される交通機関等は地域や学校の実情等により大きく異なる。これらの実態に応じて、安全管理を行う。また、スクールバスを利用している場合は、バス停までの通学方法についても確認しておく。

○ 自転車通学の安全確保

自転車通学での安全確保では、通学における使用のきまりの遵守、自転車に関する道路交通法等関連法規の遵守、ヘルメットの着用、車両の点検整備、駐車における管理、学校周辺や校門周辺における一般交通や他の生徒との混雑緩和、乗車時の行動等について児童生徒等への指導も含めて安全管理を行う。その際、通学時間帯に応じた管理についても考慮する。

○ 二輪車や定時制高校等における自動車による通学の安全確保

二輪車や自動車による通学は、生徒の通学に要する身体的・経済的な負担軽減の観点からも必要であり、その安全確保については、通学における使用のきまりの遵守、車両の点検整備、駐車における管理、学校周辺や校門周辺での他の生徒との混雑緩和、乗車時の行動等について生徒への指導も含めて安全管理を行う。また、二輪車や自動車は歩行者等に対する加害事故を起こしやすいことに留意するとともに、家庭や安全運転を推進する地域の諸機関との連携による二輪車の実技指導を含む実践的な安全運転講習などに生徒が参加できるよう考慮する。

② 交通事故防止のための安全確保

通学路の交通安全を確保するためには、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者その他必要な者で構成される推進体制を確実に構築し、その下で地域ごとに策定された基本的方針（通学路交通安全プログラム）に基づく取組を実施することが重要である。

通学路の合同点検等の結果を踏まえ、学校においては、児童生徒等に対し、自らの交通ルール遵守はもちろんのこと、周囲の状況に注意して通行する必要があることを指導するとともに、保護者や地域ボランティア等が共通理解を図り、効果的な見守り活動が実施されるようにすること等が求められる。

③ 悪天候時や災害等発生時の安全確保

登下校中に災害等が発生した場合の対応について、原則として自宅か学校のどちらか安全で近い方へ向かうなど保護者と学校との間で共通の認識を得ておくことが必要である。また、児童生徒等がそのとき入手した情報（Jアラートによる緊急情報、防災無線や広報車などの放送、テレビやラジオ、携帯電話へのメール配信、周囲の動き、公共交通機関のアナウンス等）に基づき、自らの判断で冷静に行動できるよう、事前に周知しておくことが求められる。また、災害の種類に応じて、当該災害の性質、とるべき行動、安全な避難場所について理解させる。

例えば地震が発生した場合は、まず「カバンや持ち物で自分の頭を保護する」「建物、塀、崖下、川岸等から離れる」「自動車は思わぬ動きをするので離れる」「津波が発生するおそれがあるので海からできるだけ離れる」等の指導をしておくとともに、避難（安全な場所への移動）の途中経路で児童生徒等が互いに助け合うこと、可能であれば、帰宅後できるだけ早く学校へ連絡することを指導しておく。併せて、通信手段が途絶した場合の安否確認のルールについても児童生徒等・家庭と事前に協議しておく。また、交通機関を利用している児童生徒等は、交通関係者の指示に従い、決して自分勝手な行動をとらないよう指導することなどが考えられる（遠距離通学の場合などは通学経路上の避難場所に避難するなど、地域の実情や通学方法等に応じた指導をしておく必要がある。）

#### ④ 誘拐や傷害などによる犯罪被害防止のための安全確保

児童生徒等を極力一人にしないという観点から、保護者や地域の協力を得ながら安全な登下校方策を策定し、実施していくことが必要である。このため、教職員、保護者の間で登下校方策について議論し、共通認識を得ておくことが重要である。特に、小学校低学年の児童については、学校の状況に応じて集団登下校や見守り・同伴などの工夫を行うことにより、その安全がしっかりと確保できるよう取組を進めることが重要である。このほか、学校行事・部活動等で帰宅時間が不規則になる際の対応について保護者や見守り活動の実施主体等と共通理解を得ておくことが重要である。

また、地域全体で児童生徒等を見守る体制及びそれを補完する防犯カメラや街灯等を整備するなど、通学路に不審者を近付けない、あるいは犯行に及ばせないことも重要である。さらに、児童生徒等に対しても「通学安全マップ」や「地域安全マップ」の作成などを通して危険箇所等を周知するとともに、危険予測・回避能力を身に付けさせることが必要であり、安全管理と安全教育を一体的に行うことが重要である。

### (3) 地域全体で見守る体制の整備等

これまで述べたように、交通事故や災害、不審者等から児童生徒等の大切な生命や安全を確保するため、学校と保護者、教育委員会、警察や道路管理者、自治体の安全安心まちづくり担当部局等の関係機関、地域の関係団体等との間で、登下校の安全確保に関する情報を共有し、適切な役割分担の下で協力しつつ、学校周辺、通学路での安全を確保するなどの組織的な活動が必要である。

したがって、日頃から、不審者の出没に関する情報や児童生徒等への声掛け事案をはじめとする情報などについて、警察と連携を図りながら、教育委員会・学校と保護者、地域の関係団体等との間で情報を迅速かつ確実に共有するための取組を進めていくとともに、学校内外や地域の巡回、「声掛け運動」等を学校と地域、関係機関・団体が一体となって展開することなどが重要である。また、情報の収集・共有化を進めるため、迅速性・确实性に配慮し、学校、家庭、

地域関係団体等が電子メール・SNS等を活用することや、ICT（情報通信技術）を活用した防犯の取組を検討すること等も登下校時の安全を確保するために有効である。

また、地域では、様々な安全ボランティア団体が児童生徒等の安全を守るために主体的に活動していることから、教育委員会においても、このような団体に働きかけ、PTAや関係諸機関と連携を図りながら児童生徒等の安全確保に取り組み、地域ぐるみで地域や学校の安全を確保することが必要である。

そして、家庭では日頃から、児童生徒等が事故や誘拐や傷害などの犯罪の被害から自分の身を守るために注意すべき事項、例えば、自宅周辺や通学路周辺の危険箇所・要注意箇所、いざというときの駆け込み先、防犯ブザーなど防犯用具の使い方（定期的な作動確認を含む）、送り迎えの約束、一人在宅時の電話や訪問者への対応等に関して話し合っておくことが必要である。

### コラム 「学校における安全点検のPDCAサイクル」

学校内の施設設備・器具、危機管理体制及び通学路の安全を「点検」することは、児童生徒等が事故等に巻き込まれることを未然に防ぐ重要な安全管理の取組の一つである。決まった項目を毎年点検するだけでなく、常に、登下校を含めた学校生活の環境内にある危険箇所及び危険な環境条件を「抽出」「分析」「管理」する取組を、PDCAサイクルに基づき組織的に進めていくことが必要である。以下では、その具体的な手順を示す。

#### 1 危険箇所の抽出

以下の3種類の情報を参考にして、事故等の発生可能性が高い箇所を抽出していく。その際、危険箇所の写真や動画を適宜活用することも有効である。

##### (1) 教職員、児童生徒等、保護者、地域から提供される情報

校内でけがをした場所、通学中にヒヤリハットを経験した場所など、教職員、児童生徒等、保護者、地域など全ての関係者から情報を収集し、地図上に記していく。多くの児童生徒等がけがをしている場所、重大事故に発展した可能性がある場所などを把握し、重点的に対策を講じる箇所を絞り込んでいく。

##### (2) 過去の事故等の発生に関する情報

過去に、声掛け事案が発生した箇所、大雨で水路が氾濫した箇所などは、客観的な事実として記録し、重点的な危険箇所を含める。また保健室のデータを定期的に分析し、児童生徒等がけがをした場所を集計することも、対策を講じる上で重要な情報源となる。

##### (3) 事故等の発生条件に関する情報

事故等の発生には、典型的な環境条件が存在する。ハザードマップや下の点検の視点などを参考にして、学校施設内及び通学環境内における、事故等と結び付く環境条件を見いだすなど、定期的・臨時的・日常的に点検を行う。また、不審物等がないか

も日常的に点検しておくことも重要である。

- 防犯の視点（不審者侵入防止用の設備、警報装置・監視システム・通報機器等の作動、避難経路の複数確保、出入口の施錠状態、通学路にある犯罪発生条件（死角、街灯の有無等）
- 交通安全の視点（歩道や路側帯の整備状態、車との側方間隔、車の走行スピード、右左折車両のある交差点、見通しの悪い交差点、沿道施設の出入口、渋滞車両・駐車車両の存在）
- 防災の視点（天井材・外壁等の非構造部材の落下防止、書棚・家具等の壁・床への固定、警報装置や情報機器等の作動、避難経路・避難場所、通学路にある危険（ブロック塀等）や災害発生条件（土砂災害、洪水など）、遊具等の劣化）
- 校内事故防止の視点（天井材、外壁等の非構造部材の落下防止、体育館の床板等の建材・遊具等の劣化、窓・バルコニーの手すり等の点検、エレベーター・防火シャッター等の点検）

## 2 危険箇所の分析

抽出された危険箇所を分析することで、発生し得る事故等を具体化し、問題となる環境条件を特定する。

### （1）複数の目による客観的な分析

関係者と合同点検を実施するなど、複数の目で危険箇所を視察し分析する。必要に応じて、専門家の協力を求め、より詳細で客観的な分析を行う。もし事故等が発生したならば、児童生徒等にどのような被害が生じるのかを具体化する。過去の事故等の発生箇所については、発生要因・誘発要因となった環境条件を特定していく。避難が必要になった際に、大勢での移動、パニック等で動けなくなることが予想される児童生徒等、車椅子等での移動が必要な場合も想定して、避難経路となり得るか、避難経路となった場合どのような点に留意すべきか等の視点からも検討をしておくことが大切である。

※ 通学路の安全点検については、通学指導等に生かす観点から教職員が行うほか、児童生徒等・保護者と点検し、より教育効果を高めたり、教育委員会、警察や自治体の他部局、道路管理者等と合同に点検して学校・教育委員会だけで対処できない具体的な改善策につなげたりすることが考えられる。

### （2）児童生徒等の行動を分析

事故等の多くは、児童生徒等の行動特性と連動して発生する。校内・通学路上の危険箇所において、児童生徒等がどのように振る舞っているのかを観察し、想定される事故等発生イメージを具体化する。特に、通学路に関しては、登下校の時間帯に、児童生徒等の通行の様子を観察することで、改善すべき環境条件と、指導上の課題を

見いだしていく。

### (3) 児童生徒等による調査

児童生徒等による危険箇所の分析は、児童生徒等の視点からの問題把握、及び児童生徒等自身の学習にもつながり有用である。児童生徒等からヒヤリハット経験等の情報を収集し、通学路安全マップを作成した後、保護者や地域の関係者と意見交換する方法も有効である。

## 3 危険箇所の管理と組織体制

以下の手順で危険箇所について組織的に対応・管理していくことが重要である。

### (1) 物理的対策と人による対策

危険箇所の抽出と分析を通して、対策のための基礎資料が得られた後は、具体的な改善案を提案していく。対策には、物理的に環境を改善する方法（サッカーゴールの固定、転落防止の防護柵の設置、路側帯の拡幅とカラー舗装、緊急地震速報受信機・防犯カメラの設置など）と、人による安全確保の方法（スクールガード等の見守り活動、児童生徒等への指導など）がある。

### (2) 協議会・委員会による組織的な取組の推進

対応策の実施には予算を伴うものが多く、また専門家や関係者からの協力を得る必要がある。そのため、教育委員会や学校は、通学路安全推進協議会、地域学校安全委員会、学校安全委員会などの学校安全推進のための協議会等において、危険箇所の抽出・分析・管理の活動や定期的な点検、学校安全に関する取組についての協議を、学校・家庭・地域が一体となって組織的に推進することが望まれる。このとき、必要に応じて、合同の協議会等を設置すること、地域学校協働本部やほかの委員会などの既存の組織を活用することにより、効率的かつ効果的な体制整備が可能である。

### (3) 事故等情報の共有

学校の事故等情報に関しては、独立行政法人日本スポーツ振興センターが災害共済給付業務の実施によって得られた死亡・障害事例をまとめ、学校安全Web（ウェブサイト）で、情報提供している「学校事故事例検索データベース」や「学校の管理下の災害」（冊子）等から事例を閲覧することが可能である。

各学校では、校内で発生したヒヤリハット事例のほか、こうした事故等の事例を自校の環境に置き換え、同様の事故等が発生しないよう、危機管理に努める必要がある。また、教育委員会等は地域の事故等の事例を収集・分析し、域内の学校に対し取組を促すことが必要である。

また、学校は、関係機関が連携して科学的・実証的な安全対策に取り組むというセーフティプロモーションの考え方も参考にしつつ、学校安全に関する情報収集・分析を進めるとともに、適切な指標を設定し、将来の事故等の減少につながるPDCAサイクルの確立に取り組んでいくことが必要である。

このほか、事故等の未然防止・発生時の対応への備えとしては、教職員研修、避難訓練、安全教育などが挙げられる。

### 第3節 事故等の発生に備えた安全管理

#### ポイント

- 事故等が発生した際、児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うことが重要である。そのため、組織として機動的に対応できる救急及び緊急連絡体制を整えておくとともに、迅速かつ適切な手当ができるよう、日頃から全ての職員がその手順について理解し、身に付けておくことが大切である。
- さらに、学校への不審者侵入時や登下校時・校外活動時における事故等発生時、地域・学校の実情を踏まえて起こり得る危険が発生したときなど、個別の場面を想定し、できる限り具体的に手順を定め、教職員のみならず関係者等にも共有しておくことが重要である。

学校の管理下において事故等が発生した際、学校及び学校の設置者は、児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うことが重要である。そのため、組織として機動的に対応できる体制を整えておくとともに、傷病者を発見した場合には、臆せず躊躇せず迅速かつ適切な手当ができるよう、日頃から全ての職員がその手順について理解し、身に付けておくことが大切である。（「学校の危機管理マニュアル作成の手引」参照）

#### 1 救急及び緊急連絡体制

学校において事故等が発生した場合には、児童生徒等の安全確保や通報など、必要な措置を行うとともに、速やかに適切な応急手当が行われなければならない。応急手当は、傷病の悪化を防ぎ、引き続いて行われる専門的処置の有効性を高めるための手当であり、傷病者の苦痛を緩和する効果もある。応急手当には、迅速さや正確さが要求される。よって、応急手当が適切に行われるためには、学校全体の救急及び緊急連絡体制が確立されている必要がある。

また、AEDについては、インジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認するなど、適切な管理が必要である。加えて、全教職員が様々な状況や傷害等に対する応急手当の手順と技能を習得していることが求められる。

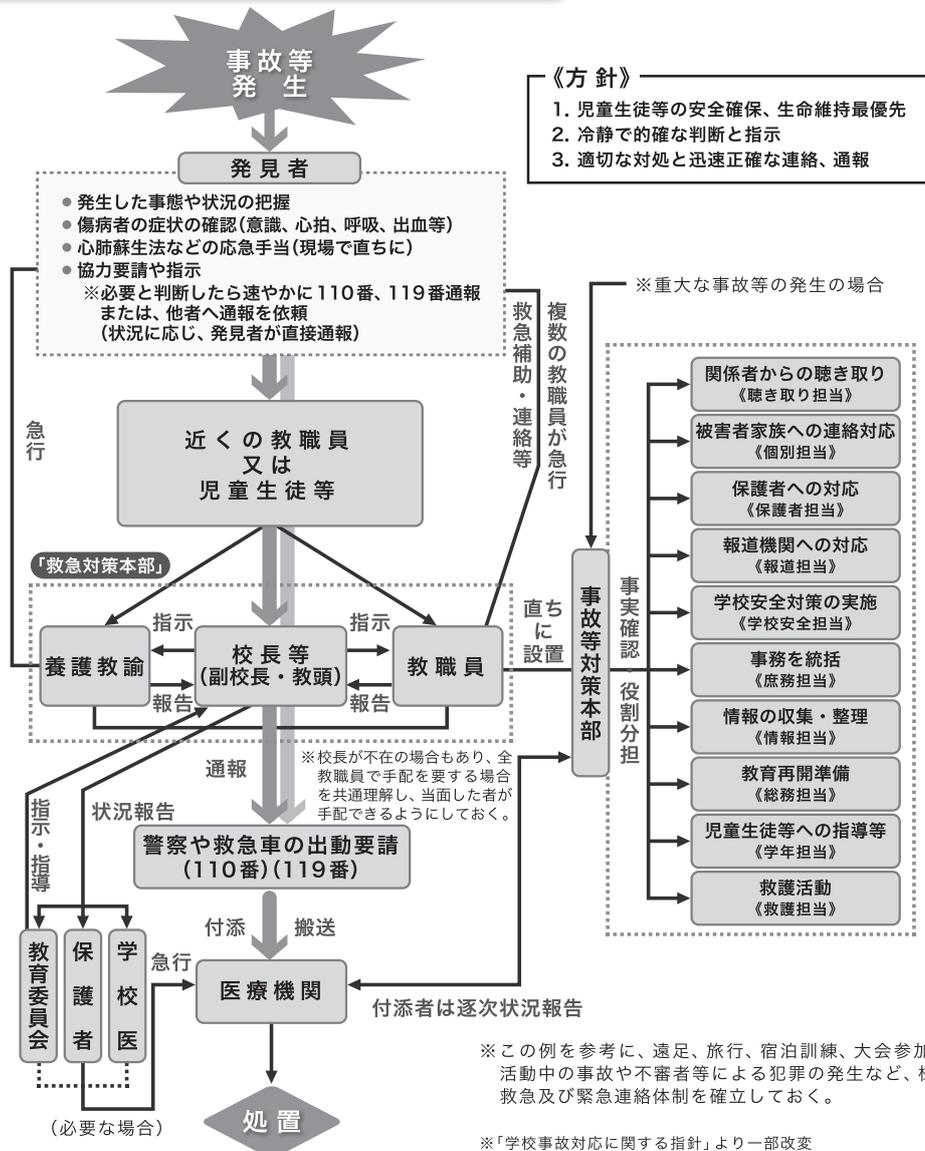
なお、応急手当が必要な事故等としては、単なる運動時や高温多湿時の活動などの日常的な負傷だけでなく、暴力（生徒間、対教師、対物など）、侵入者による校内外での犯罪など幅広く想定すべきである。

## 2 事故等発生時の対応

### (1) 校内での事故等発生時の対処、救急及び緊急連絡体制

校内で事故等が発生した場合には、原則として、その場に居合わせた教職員が速やかに応急手当を行い、必要に応じて救急車等を手配する。また、直ちに養護教諭や他の教職員の応援を求める。役割を分担して、周囲の状況を整え、児童生徒等の動揺を抑える。また、保護者、学校医、教育委員会等へ連絡する。事後措置としては、引き続き保護者等との連絡・対応を行うとともに、教職員間の共通の理解、児童生徒等への指導、さらには、状況に応じて、PTA、警察、報道機関等への対応を行う。また、侵入者による校内外における犯罪発生の際には、児童生徒等の生命や身体の安全確保を最優先し、通報や応急手当などを併せて実施する。

事故等発生時の対処、救急及び緊急連絡体制の一例



### 被害児童生徒等の保護者への連絡の留意点

- 被害児童生徒等の保護者に対し、事故等の発生（第1報）を可能な限り早く連絡する。その際、事故等の概況、けがの程度など最低限必要とする情報を整理した上で連絡する。
- 被害の詳細や搬送先の医療機関等、ある程度の情報が整理できた段階で第2報を行うとともに、以後、正確かつ迅速な連絡に努める。
- ※ 緊急の際の連絡方法を複数確保しておくとともに、搬送車や搬送先を記録しておく。

### 応急手当を行う際の留意点

突然倒れた場合などは「119番」に通報し救急車が到着するまでの間、その場で心肺蘇生等の一次救命処置が求められる。事故等の態様によっては救命処置が一刻を争うことを理解し、行動しなければならない。

- 被害児童生徒等の生命に関わる緊急事案については、管理職への報告よりも救命処置を優先させ迅速に対応する。
- 教職員は事故等の状況や被害児童生徒等の様子に動揺せず、またその他の児童生徒等の不安を軽減するように対応する。
- 応急手当を優先しつつも、事故等の発生状況や事故等発生後の対応及びその結果について、適宜メモを残すことを心掛け、対応が一段落した時点でメモを整理する（応援に駆けつけた教職員に対し、記録担当の役割を指示する。）。

### (2) 校外活動時等における事故等発生時の留意点

校外学習や学校行事については、綿密な計画の作成と安全の確認、児童生徒等への事前の安全に関する指導の十分な実施及び教職員体制が通常と異なる場合の役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等の確立などについて検討し、必要な対策を実施する。

このとき、グループに分かれて活動する場合や児童生徒等が教職員から離れて活動する場合は、児童生徒等から教職員への連絡方法や引率する教職員から学校、保護者、関係機関等への緊急連絡体制を整備しておく必要がある。

また、あらかじめ、経路や現地における交通事情、連絡の方法、救急病院等の医療機関の有無などを詳しく調査しておくとともに、引率する教職員の中から救護担当者を決め、緊急事態への対処の体制を確立しておく。特に、野外活動等の際には、医師、看護師、養護教諭等の専門性の高い者を同行させることが望ましい。

さらに、校外でマラソン大会を行う場合や部活動で遠征する場合など、AEDを使用することが考えられる場合は、事前に設置箇所を確認し、必要に応じて活動場所に持参するなどの対応が必要であるとともに、使用方法等について教職員間で確認しておく必要がある。

万が一、事故等が発生した場合には、状況に応じた適切な応急手当を行う。また、児童生徒等の人員を点検し、その掌握に努めるとともに、児童生徒等が動揺しないように冷静な態度での確な指示を与える。引率責任者は、事故等発生状況及び対処の概要を学校へ急報する。学校は、それを受け、保護者と教育委員会に事故の連絡と報告を行う。事故等の状況によっては、活動の継続の有無、日程の一部変更などについても、速やかに適切な措置を講じる必要がある。

### 校外活動時に事故等が発生した場合の留意点

#### 状況確認

児童生徒等の活動状況を確認するとともに、活動場所に向かい、児童生徒等の安否を確認します。

- 修学旅行などでグループに分かれて活動している場合は、引率教職員で分担し、児童生徒等と連絡を取り合うなどしながら、可能な限り活動場所に向かい、安否を確認します。  
ただし、交通機関等が使えず児童生徒等の活動場所に向かえない場合は、携帯電話等で連絡を取り合うなどしながら、児童生徒等の安否を確認するとともに、安全な場所へ避難するよう指示を出すことが大切です。
- 負傷者等がいる場合には、応急手当を行うとともに、学校・保護者へ状況を連絡します。  
また、必要に応じて救急車の要請や警察・医療機関等への連絡を行います。

#### 対応決定

事故等の発生状況や周辺道路の状況等を確認した上で、集合や帰校、下校の仕方を決定します。

- 安全を確保できる場所に避難します。その際、教育委員会や警察等の関係機関から情報を収集し、事故等の状況を把握するとともに、安全な集合場所や移動方法等についても助言をもらうことも大切です。
- 現況及び学校の対応等(帰校してから集団下校、帰校してから引渡しによる下校、現地での引渡しによる下校など)について保護者へ連絡し、理解と協力を求めることが大切です。

「学校の危機管理マニュアル作成の手引」文部科学省 平成30年2月

#### コラム 「熱中症への対応」

熱中症防止のためには、活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと等の適切な措置を講ずることが必要である。また、児童生徒等には体格や体力の差があり、日によって体調が異なる場合もあるため、各児童生徒等の個別の状態の把握に努める必要がある。併せて、事前に問題がなかったとしても、児童生徒等が実際に不調を感じた際にはその旨を申告することや、他の児童生徒等の不調に気付いた場合にはすぐに教師に伝えるようにすることなど、教職員が児童生徒等の体調変化に気付きやすい環境を作っていくことが重要である。

万一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うことが必要である。こうした対応を学校において確実に行うためには、常日頃から各学校の実情に応じて学校安全に関する組織的な取組や教職員の資質・能力の向上等にしっかりと取り組んでいることが重要である。

また、熱中症の多くは体育・スポーツ活動中に発生しているが、運動部活動以外の部活

動や、屋内での授業中においても発生しており、また、暑くなり始めや急に暑くなる日等の体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により熱中症事故が発生している。

こうしたことを十分に踏まえておくとともに、活動日や活動時間における気象状況を適切に把握し、各地域における熱中症の危険性（暑さ指数等※）を踏まえ、活動の実施について対応を柔軟に検討することが必要である。特に、運動部活動については、スポーツ庁から運動部活動における熱中症事故の防止等について都道府県等に対し、周知を行っている。さらに、長期的な気象状況を踏まえて、必要に応じて、夏季における休業日の延長や臨時休業日の設定等を検討することも考えられる。

また、夏季休業などに備えて、児童生徒等へも十分な指導を行っておくことが重要なのは言うまでもない。

熱中症予防については、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月文部科学省）のほか、「熱中症を予防しよう－知って防ごう熱中症－」（平成26年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）及び教材カード（独立行政法人日本スポーツ振興センター）、「学校における体育活動中の事故防止のための映像資料」（平成26年3月文部科学省）、「体育活動における熱中症予防」「調査研究報告書」「熱中症環境保健マニュアル」（平成30年3月改訂環境省）等の参考資料がある。

※環境省の熱中症予防情報サイトやWBGT計等を参照

### 3 学校への不審者侵入時の対応

学校への不審者侵入事案への対応は、学校内に不審者を侵入させない環境づくりとともに、全教職員が、どこかの学校の出来事ではなく自分の学校でも突然発生し得るという意識を常にもち続けることが重要である。さらに、実際に不審者が侵入した場合に備えた対応を訓練などによりシミュレーションして、教職員一人一人の判断力・行動力を向上させていくことが欠かせない。

学校へ不審者が侵入した場合は、各学校の危機管理マニュアルに従って、校長、副校長又は他の教職員への情報伝達、児童生徒等への注意喚起や避難誘導等、警察や消防署等の関係機関や教育委員会への通報・連絡など、緊急時に対応できる体制を速やかに立ち上げて行動することが必要である。

また、学校に侵入するおそれがある不審者情報があった場合に備え、警察のパトロール等の実施など関係機関との速やかな連携、緊急時の登下校の方法についての対応方針の策定、保護者や地域住民等による学校支援のボランティアの学校内外の巡回等の実施協力体制を整備しておく必要がある。（学校における不審者への緊急対応の流れについては、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」参照）

#### 不審者侵入に備えた訓練を実施する際の留意点

近年の学校への不審者侵入事件を顧みると、不審者はナイフや包丁、拳銃など様々な凶器を所持していることが想定され、さらに児童生徒等や教職員に危害を加える事件も発生している。したがって、教職員は、不審者が侵入し危険を感じた場合には、躊躇することなく警察に通報するとともに、不審者は何らかの凶器を所持しているという前提に立って対応し、児童生徒等の安全を最優先に、自らの安全にも配慮しつつ、警察が駆けつけるまでの時間を稼ぐための訓練を行うことが重要である。

#### 4 登下校時における緊急事態発生時の対応

登下校時における緊急事態として、誘拐や傷害などの犯罪被害や交通事故、地震、豪雨等による自然災害等が想定されるが、例えば登下校時における不審者等による緊急事態発生時の体制については、日頃から、不審者の出没に関する情報や児童生徒等への声掛け事案をはじめとする情報などについて、警察と連携を図りながら、学校と保護者、地域の関係団体等との間で、情報を迅速かつ確実に共有できる体制を整えておくことが大切である。

実際に、児童生徒等の通学途中で、事故等が発生した場合には、学校は、いつ、どこで、誰が、どのような事件・事故に遭ったのか正確な情報を得るとともに、関係機関と連絡をとって、事案に応じた対応がとれるようにする必要がある。

その際、情報を総合して、現場や医療機関等に教職員を派遣することや関係機関への連絡、保護者への連絡などの対応を素早く行うことが求められる。そのため、前もって事件・事故等発生時の対応について検討し、緊急事態に即対応できるようにしておくことが重要である。

また、登下校時における不審者等による緊急事態発生時には、各学校の危機管理マニュアルに従って、被害者等の安全確保、登下校の安全確保など、地域における取組と学校の取組の両面から対応を行うことが大切である。（登下校時の緊急事態（不審者事案）への対応の流れについては、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」を参照）

## 登下校時に事故等が発生した場合の留意点

### 状況把握

事故等の状況を把握し、各地区の担当教職員を事前に決めておくなどし、事故等の発生した場合は、場所及び周辺(通学路等)に向い、児童生徒等の安否を確認します。

- 負傷者等がいる場合には、応急手当を行うとともに、学校・保護者へ状況を連絡します。また、必要に応じて救急車の要請や警察・医療機関等への連絡を行います。
- 登校時の事故等では、教職員がまだ出勤前であることも考えられるので、教職員の安否確認とともに、対応可能な教職員で児童生徒等の安全確認を行うことが必要です。
- 事故等発生時などに、児童生徒等や地域住民が学校へ避難してきた場合は、児童生徒等の安全確認を行う教職員とは別の教職員が、避難者への対応を行うことが求められます。

### 対応決定

事故等の発生状況や周辺通学路の状況等を確認した上で、登下校の仕方を決定します。

- 教育委員会や警察等の関係機関から情報を収集し、事故等の状況を把握するとともに、登下校の仕方(集団登下校、同行による登下校、保護者への引渡しによる登下校等)についても助言をもらうことも大切です。
- 現況及び学校の対応等について保護者へ連絡し、理解と協力を求めることが大切です。
- 保護者や地域ボランティア等に可能な限り協力を求め、必要に応じて、児童生徒等に同行するなどして安全を確保し、登下校させることが大切です。
- 状況によっては、事故等発生場所付近の安全な場所で待機し、保護者に引き渡して下校させることも考えられます。

「学校の危機管理マニュアル作成の手引」文部科学省 平成30年2月

## 5 新たな危機事象への対応

児童生徒等を取り巻く環境は日々変化しており、近年は、スマートフォンやSNSの普及に伴う犯罪被害も顕在化している。また、学校への犯罪予告やテロ、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案等の新たな危機事象への対応が求められており、学校における危機管理は、社会情勢の変化に応じて適時適切に見直しを図り、常に最新の状況にしておくことが重要である。(対応の流れについては、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」を参照)

## 第4節 災害発生時の対応(火災、地震・津波災害、火山災害、風水(雪)害等の気象災害、原子力災害等発生時)

### 1 緊急連絡体制の整備

学校及び周辺で起こり得る様々な災害について、災害時又は災害が発生するおそれがあるときにおける情報連絡を的確かつ円滑に行うため、自治体や教育委員会等の定める計画を踏まえて、学校と教育委員会、防災担当部局との間の情報連絡手段・体制の整備を図るとともに、教職員間、学校と保護者・児童生徒等や地域の関係機関・団体との間の情報連絡体制を整えておく必要がある。

災害によっては、電話、携帯電話、メールなどの通信手段が利用できなくなることを考え、それ以外の連絡方法や、災害発生時の措置をあらかじめ定めておくことも必要である。特に兎

児童生徒等の下校や引渡しについては、災害の種類と程度に応じた基本的パターンを定め、保護者と事前に共通理解を図っておく必要がある。児童生徒等の在宅中（登校前・休日・夜間等）に災害が発生した場合や災害に関する警報が発表された場合、若しくは避難勧告等が発令された場合の登校や休校についても、できる限り事前に設置者等と協議<sup>8</sup>し、同様に基本パターンを決めてあらかじめ保護者に周知する。（引渡しの詳細については第5節1（2）参照）

なお、災害発生時等に実際に機能するよう、様々な場面・状況（授業中、休み時間や放課後、登下校中、校外学習中、休日の課外活動中等）における児童生徒等の安全確保策や連絡体制を明確にして危機管理マニュアルに盛り込むとともに、訓練等を行うことも大切である。

## 2 緊急対応体制の整備

それぞれの災害の特質に応じた安全措置が講じられるよう、関連機関との連絡体制や情報収集体制を含めて、災害対応のための組織（学校防災本部等）を設置し、通報連絡、初期消火、避難誘導、搬出、警備、救護などの役割分担に応じて、全教職員が対応できるようにしなければならない。そのためには、防災体制の役割分担はもちろんのこと、消火器等防災設備の配置や使用法、緊急連絡方法、避難方法や避難場所、非常持ち出し物など、体制の整備及び対処法についても教職員の共通理解を得ておく必要がある。教職員の出張や休日中の非常配備の場合などでは、あらかじめ分担している教職員が不在のことも考えられる。このため、当初人数が少ない場合には複数班に所属していくつかの役割を兼務させるなど、対応可能な教職員の数、被害の状況に応じて柔軟に対応することが可能な緊急の応急的指揮システムの整備を図る必要がある。また、避難指示等の指揮は管理職や防災担当者が不在の場合でもできるように、代行順位を明らかにしておくことが必要である。

指定避難所に指定されている学校や、災害の規模・程度、地域の実情等により避難所となることが予想される学校については、日頃から市区町村の防災担当部局や自主防災組織等と話し合い、避難所となる場合の運営方策（運営体制、施設の使用制限について等）に関して確認しておく。その際、地域住民が避難所を運営できる体制を整備しておく必要がある。

## 3 避難が必要な場合

災害によっては、一刻も早く安全な場所に避難することが求められる。教職員は、避難方法に習熟し、災害発生時には冷静に的確な指示を行い、児童生徒等の安全を最優先としながら教職員自らの安全も確保することが求められる。実際に災害が起こっている最中に危機管理マニュアルを確認する余裕はない。教育活動として実施する避難訓練とは別に、事前に危機管理マニ

<sup>8</sup> 非常変災その他急迫の事情があるときの臨時休業の取扱いについては、学校教育法施行規則（昭和44年文部省令第11号）第63条に基づき、校長の判断によることとなるが、円滑な運営のため、基本的な対応については、あらかじめ設置者と協議しておくことが望まれる。

アルに基づいた実践的な訓練を実施し、教職員が適切に対処できるようにしておくとともに、訓練の反省に基づいてマニュアルの内容を常に見直して実効性のあるものにしておく必要がある。避難の際に必要な物品等（関係機関連絡一覧表、ハンドマイク、児童生徒等の名簿・連絡先、救急セットやAED、その他の非常持ち出し品等）は、すぐに携行できるように準備しておき、訓練で実際に活用してみる。また、停電時を考え放送以外の方法でも全ての児童生徒等に情報を周知できるよう体制を整えておく。

### 災害別の事前の準備

#### ○ 火山災害

火山噴火が予想される場合等には、「警戒が必要な範囲」を明示した「噴火警報」などの火山に関する情報が発表される。火山噴火に伴う現象の影響が及ぶおそれのある範囲を示した「火山ハザードマップ」や、それに避難先や避難経路等の情報を付加した「火山防災マップ」等を活用し、生じ得る火山現象の影響範囲と学校の所在地等との位置関係を平常時から事前に把握し、噴火警報の発表に応じて、適切な退避・避難行動がとれるように、教職員等の行動の仕方を事前に決めて理解しておくことが重要である。

※ 「警戒が必要な範囲」とは、大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象の発生により生命に危険が及ぶ範囲のことである。

#### ○ 風水（雪）害

大雨警報等は市区町村に発表されるため、児童生徒等が複数の市区町村から登校する場合はその対応についても決めておく。また、テレビ・ラジオ等では複数の市区町村をまとめた地域の名称（○○地方など）で伝える場合があることから、気象庁ホームページ等で市区町村ごとの発表状況を確認するよう保護者に周知しておく。（自校ホームページに、自校に関わる各種気象情報へのリンクを張っておくのもよい。気象庁ホームページは、各コンテンツへの直接的なリンク（ディープリンク）が許されている）

#### ○ 原子力災害

学校の近隣に原子力関連施設がある場合、その設置状況や事故等発生時の措置について、あらかじめ把握しておくことが必要である。さらに、災害発生時における自治体の対応内容、学校や保護者への指示や情報の伝えられ方、伝えられた情報の内容確認の仕方、児童生徒等のとるべき行動などについて理解しておくことも大切である。登下校中に原子力災害が発生したときは、防災無線や広報車などの放送をしっかりと聞いて指示に従うよう児童生徒等及び保護者に対して周知徹底を図っておく。

### 校外活動時の留意点

校外での活動を行う際、特に、学校が所在する地域の環境条件と異なる場所へ行き活動する場合は、事前に現地の状況やハザードマップ、気象情報などを十分に把握する必要がある。

ある。また、活動中の気象情報の入手手段も確認しておく必要がある。

例えば、日本近辺で地震が発生した場合は当然ながら、海外等遠隔地で発生した場合でも津波による被害が生じるおそれがある。学校においては、海岸近くに立地するなど津波被害が予想される地域だけでなく、海岸周辺等で校外学習や課外活動等を行う際には、津波情報や自治体の避難指示等の情報収集体制等を確立するとともに、高台等への避難経路を確認し、津波情報を入手した際の対応を事前に定めておくことが必要である。気象災害についても、自治体が発令する避難勧告等と連動し対応が必要となる。このほか、豪雪地帯で教育活動を行う場合は情報収集や危険性の配慮が、火山付近への訪問であれば気象庁や自治体が発表する情報の収集や過去の災害事例等も熟知しておくとともに、関係者との連絡手段の確保、登山届の提出等の安全確保のための手段を講じることが大切である。

また、悪天候などで活動を変更又は中止する場合を想定し、事前に代案を決めておくとともに、活動中は最新の気象情報を入手するなど細心の注意を払わなければならない。

運動会や体育祭、球技大会など屋外運動場での活動では、不安定な気象条件下で発達する積乱雲による雷の発生、竜巻、突風、急な大雨には備えておく必要がある。これらの現象は局地的であり範囲も限定的であるため正確な予測が難しい。そのため、学校や教職員は気象情報を活用しつつも、積乱雲が接近する兆しを感じたら、落雷や竜巻突風等に備えて、速やかに活動を中止し、児童生徒等の安全を確保する必要がある。また、予期せぬ風等に備えて、常にテントやサッカーゴール等を固定しておくことが必要になる。

また、こうした、想定される災害や対応方法、危険箇所及び避難場所等については、児童生徒等や保護者に周知しておくことも重要である。

## 第5節 事後の対応と学校事故対応

### ポイント

- 危機が一旦おさまった後、速やかに児童生徒等の安否確認、必要に応じて学校での待機・保護者への引渡しを行うとともに、教育活動の再開に向けて動き出す。これらをスムーズに行うためには、ルールづくりなど事前の準備が必要である。
- また、必要に応じて児童生徒等への心のケアを十分に実施することが重要である。
- さらに、事故等については、必要に応じて、その背景や要因について、調査・検証を行い、適切に関係者に情報を共有するとともに、再発防止につなげることが重要である。

### 1 事後の対応

事故等発生後、速やかに児童生徒等の安全を確認するとともに、安全を確保した下校方法等を検討する必要がある。

## (1) 安否確認

安否確認については、状況別に整理しておくことが必要である。学校以外の場所に避難していることも想定し、緊急事態に迅速に情報提供してもらえるよう学校周辺の店や民家、「子供110番の家」等と日頃から体制を作っておくことが大切である。

また、学校からの情報発信について、情報通信網が不通の場合に備え、地域や避難施設の掲示板などの活用や、事前に保護者等とルールを決めておくことも大切である。

さらに、児童生徒等だけでなく教職員が負傷していることも考えられるため、安否確認できる体制を複数整えておくことや情報の集約については担当を決めて組織的に行う必要がある。

### 安否確認の留意点

#### 1 児童生徒等が学校内にいる場合の安否確認

- 負傷者がいるかどうか、全員を集合させる若しくは、授業等の担当者が把握して報告する。
- 休み時間や放課後などは、児童生徒等の状況把握が困難となるため、教職員はあらかじめ決められた、それぞれの担当場所に急行し、速やかに負傷者の有無を確認する。
- 児童生徒等が校舎外に出て、学校周辺の店や民家、「子供110番の家」などに避難していないかを調べる。(校外活動中の場合も同様に安否確認を行い、学校に報告する。)

#### 2 児童生徒等が登下校中や自宅にいる場合の安否確認

児童生徒等の自宅やその周辺、学校周辺の店や民家、「子供110番の家」、避難所などに避難している者がいないか、けがをしていないかを調べる。その際、教職員は被害（2次被害等も含め）に巻き込まれないように注意することが大切。

#### 3 安否情報の集約

- 職員室や事務室など、各学校で情報を集約する場所、総括担当者を決め、確認を進める。(事前に負傷者名簿を備えておくことが大切。)
- 負傷者がいる場合には、速やかに、応急手当の実施や救急車の要請などの対応に移る。
- 学校の電話に問合せが殺到し、使用できなくなることに備え、連絡・通信手段の複数化を図っておく。(※災害時の安否確認については、「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」参照)

## (2) 引渡しと待機

児童生徒等の登下校の安全確保を図るために、学校に待機させるか、保護者に引き渡すかなど、状況を把握し、児童生徒等の安全を第一に考えた判断をする必要がある。校長は、緊急の対応を実施することを全ての教職員に周知し、事前に定められた役割分担に従い、直ち

に具体的な対応を行う。事故等により停電で情報手段が遮断されることも予想されることから、あらかじめ学校と保護者との間で対応を確認しておくことが大切である。また、地域住民、保護者、ボランティア等の対応状況を確認した上で、必要に応じて学校が行う緊急対応への支援を求めるなど、地域と効果的に連携することが必要である。(詳細な例については、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」参照)

#### ① 引渡しの判断

引渡しの判断時には、地域の様子や被害の状況、今後の見通しなどの情報を複数の方法で収集し、児童生徒等の安全を最優先にした判断が求められる。その際、例えば下記のようなことに留意して判断することが必要になる。事故等の発生後、安全が確保された場合でも、児童生徒等が不安や恐怖心を抱いているときには、保護者に引渡しをしたり、保護者による登下校時の引率やボランティア等による巡回を依頼したりするなど、配慮が必要である。

#### 引渡しの判断基準例

- 通学路に被害が発生していないか
- 地域の被害が拡大するおそれがないか
- 下校の時間帯に危険が迫ってこないか
- 引き渡す保護者にも危険が及ばないか

#### ② 引渡し手順の明確化

引渡しの際には、一度に多くの保護者が集まり、混乱、錯綜することが予想されるため、あらかじめ引渡しの手順を明確にしておくことが大切である。

例えば、年度初めに、緊急時引渡しカードに引渡し者を登録するなど、確実に引渡しが行えるよう、児童生徒等及び保護者と手順を確認しておく。家庭の状況により、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校にとどめるなどの事前の協議・確認も必要である。校外活動中、登下校中の対応についても同様に事前に協議・確認しておくことが求められる。

また、園児や障害のある児童生徒等については、一層の配慮が必要になることから、個々の実態を踏まえた対策を行う。

#### (3) 教育活動の継続

児童生徒等の安全が一旦確保された後は、その後の対応や対策についての方針・具体的業務内容を決め、教育活動の継続について決定していく必要がある。学校は、事故等発生後におけ

る学校機能の早期回復を図るため、設置者等と協議、連携して、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。

計画の作成に当たっては、次の点に留意する。

① 児童生徒等、教職員の被災状況把握

- 児童生徒等、教職員の被災状況や避難先等を把握し、連絡がとれるようにしておく。
- 学校の設置者等に対して被害状況を報告するとともに、必要な情報の収集・伝達に当たる。

② 施設・設備等の確保

- 応急危険度判定士<sup>9</sup>等の専門家に安全点検を依頼し、施設の状況を確認する。
- ライフラインの復旧状況を把握するとともに、応急対応が必要な場合には関係機関に協力を依頼する。
- 事故等の発生現場等の使用は避けた校舎使用計画を検討する。
- 校舎内の安全な場所で学習スペースが確保できない場合は他校を使用することも検討する。
- 被害が著しい場合は、仮設校舎の建設等を検討する。

③ 教育活動再開の決定・連絡

- 教育委員会等と児童生徒等及び通学路、施設等の状況を総合的に判断して教育活動再開の時期を決定し、保護者・児童生徒等へ連絡する。

④ 教育環境の整備

- 学校施設が避難所となる状況が長期化した場合の対応について、避難所運営組織等と協議する。
- 教科書や学用品の滅失及びき損状況を把握するとともに、不足教科書等の確保に努める。
- 必要に応じて転出入の手続きを行う。

⑤ 給食提供の再開

- 学校薬剤師等の協力を得て、学校給食調理場の臨時検査を行う。
- 学校給食調理場の清掃や消毒方法、給食再開に向けた衛生管理状況について、保健所等の助言や援助を得る。
- 保健所等より、地域の感染症や食中毒の発生状況の情報を得る。

※ 計画の作成に当たっては、養護教諭・スクールカウンセラーや学校医等と連携し、児童生徒等の心身の状態に配慮しながら検討すること。(第4章「事故等発生時にお

<sup>9</sup> 応急危険度判定士とは、「応急危険度判定」(地震等の災害で被害を受けた建築物について、余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定すること)を行うため、指定された講習を受講し、都道府県等に登録されている建築士等

ける心のケア」参照)

#### (4) 避難所としての対応

災害後の避難所の開設は、避難所の所在する自治体が主体となり、地域防災計画等に基づき自主防災組織等と施設管理者の協力を得て行われる。避難所の運営管理等は本来的には防災担当部局が責任を有するものであるが、担当者に引き継ぐまでに一定期間を要することが想定される。災害規模が大きな場合には、担当者が全ての避難所に配置されず、教職員が避難所の運営管理等について中心的な役割を担う状況が考えられる。

しかしながら、災害時における教職員の第一義的役割は、児童生徒等の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化であり、教職員が不在の時間帯に災害が発生する場合も含め、事前に教育委員会、防災担当部局や地域住民等関係者・団体と協議し、避難所となる場合の運営方策（運営体制、避難所としての施設の使用について等）に関して確認しておくなど、できる限り地域住民等が主体的に運営ができる状況をつくっておくことが重要である。

##### ① 児童生徒等が在校している場合の例

児童生徒等の在校中に災害が発生した場合は、児童生徒等の安全の確保を第一に対応する。また、被害の状況を踏まえながら校長の指揮の下、教職員は避難所の開設に協力するものとする。

##### ② 児童生徒等が在校していない場合の例

教職員は児童生徒等の安否確認、教育活動の早期再開に係る業務が優先される。その業務が終了、又は、業務に余裕ができたところで避難所の運営に協力することが可能となり、避難所の運営主体である災害対策担当者や避難者の自治組織等を補助することになる。なお、休日・夜間等の勤務時間外に地震が発生した場合には、教職員の参集に時間を要することも考慮する必要がある。（「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」文部科学省平成24年3月参照）

なお、学校施設が避難所となった場合などのために、非常用物資を学校施設の一部に備蓄している学校もある。食料、応急手当用品等備蓄物資の内容や管理方法について、自治体の防災担当部局、教育委員会等と協議した上で、あらかじめ定めておくことが必要である。また、児童生徒等が学校に待機する場合の食料等の物資は、それらとは別に備蓄又は調達する方法を考えておく必要がある。

#### 避難所の運営管理等との調整

学校施設が避難所となる場合には、避難所の運営管理等に一義的な責任をもつ各自治体の防災担当部局等と教職員が協力できる内容についてあらかじめ調整しておくとともに、運営方策を検証、整備しておくことが必要である。その際、教職員の勤務時間帯であっても休暇や出張等で教職員が不在の場合や、勤務時間外では教職員が学校に参集するのに一定の時間が必要であること等により、少人数で運営を担わざるを得ない事態が発生するこ

とを考慮しておくことが大切である。また、教育活動の円滑な再開を見据え、仮設トイレ等の避難所として必要なスペースの設置場所、車両の進入等の場所等の避難所としての学校施設の利用計画が十分であることを確認しておく必要がある。

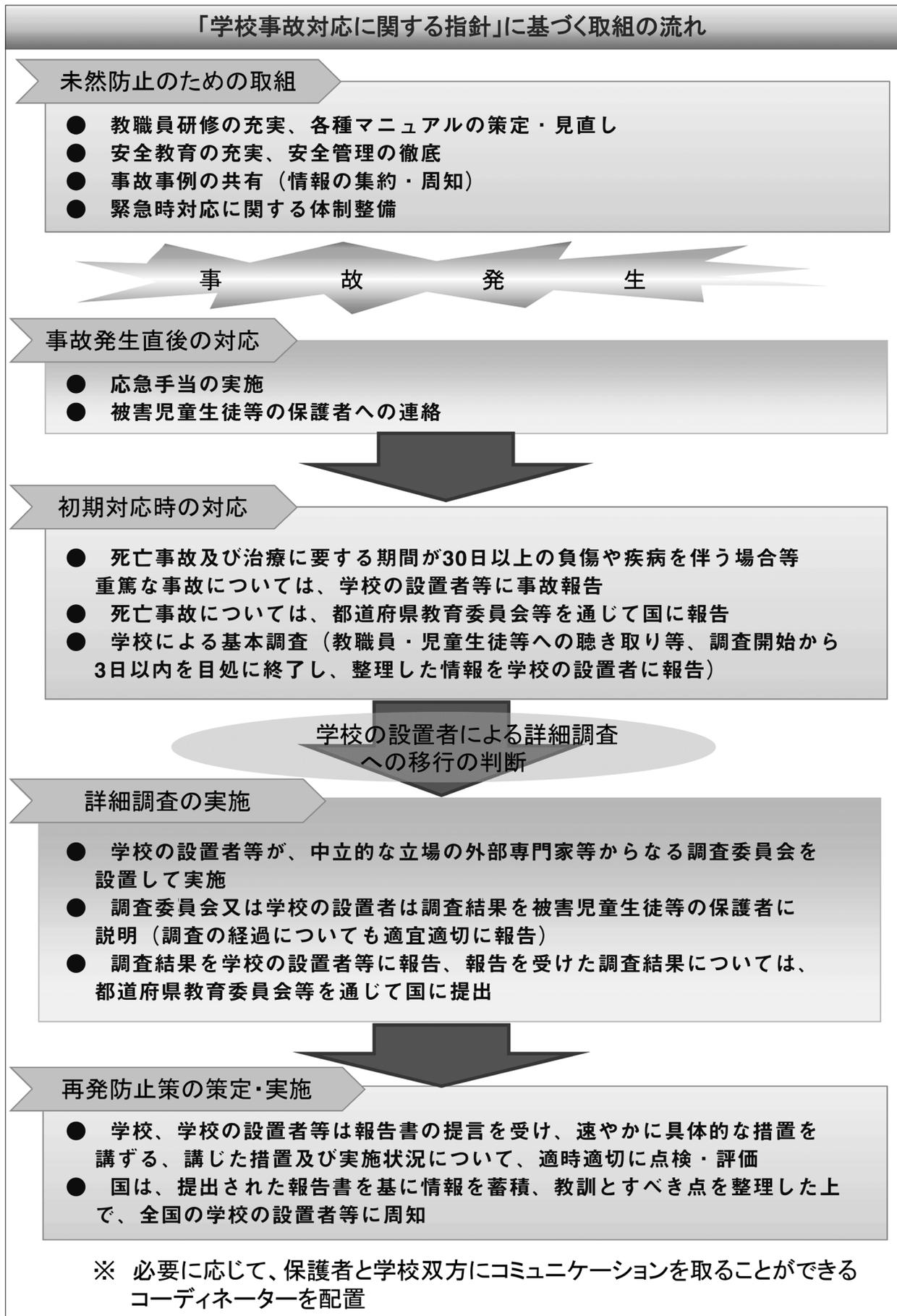
## 2 調査・検証・報告・再発防止

学校の管理下における事故等について、学校及び学校の設置者は発生原因の究明やそれまでの安全対策を検証し、再発防止策を策定し実施することや、被害児童生徒等の保護者への十分な説明と継続的な支援が求められる。「学校事故対応に関する指針」（文部科学省 平成28年3月、以下「指針」という）では、学校、学校の設置者、地方公共団体が、それぞれの実情に応じて事故等の防止及び事故後の適切な対応に取り組むに当たり参考となる内容をまとめている。特に、事故等発生後の調査・検証・報告・再発防止策等については、当該指針を十分に踏まえて対応することが重要である。具体的に、学校設置者は、学校管理下で死亡や重篤な負傷・疾病を伴う事故等が発生した場合には、指針に基づき、当該事故等に至る過程や原因の分析を行う「詳細調査」を行い、実効的な再発防止の取組につなげていくことが必要である。

なお、詳細調査は、外部専門家等であって、当該事案に対し特別な利害関係等を有しない者（第三者）により構成される調査委員会を設置して行うこととされているが、その中立性・公平性に疑義が生じないように、被害児童生徒等の保護者の意向を丁寧に確認しながら調査委員会の運営を行うことが重要である。

また、事故等発生時の初動の段階から、被害児童生徒等の保護者に対しては、その心情に配慮した対応を行うことが必要であり、中立の立場で現場対応を支援するコーディネーターを派遣することも考えられる。

さらに、外部専門家等による調査はもとより、学校において発生した事故等の検証や被害児童生徒等の保護者等への対応など事故等発生後の対応全般にわたって、学校や一部の教職員のみでの対応には限界があるため、教育委員会等による組織的な支援が重要である。このため、教育委員会等は、平常時より事故等発生後の調査体制とともに、学校及び教職員に対する組織的な支援体制の構築に努めることが必要である。



「学校における事故対応に関する指針」（文部科学省平成28年3月31日）

### 災害共済給付の請求について

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度は、学校の管理下の事故等があった場合、児童生徒等の保護者等に対して、医療費（医療保険並みの療養に要する費用の額の4/10）、障害見舞金、死亡見舞金の給付を行う制度。災害共済給付の請求を行う際の事故等の状況の記載には、基本調査等の記録を活用することができる。

## 第6節 幼稚園、特別支援学校等における主な留意点

### ポイント

- 幼稚園等<sup>※</sup>は、幼児が身体発育や精神的機能の発達が十分でないこと、登降園時間・通園方法、教育活動の場や内容、教職員の職種や勤務時間が多様であることなどの特徴があり、各園における特徴に留意した上で取り組むことが必要である。
- 障害のある児童生徒等の安全を確保するためには、一人一人の障害を理解し把握するとともに、障害のある児童生徒等も、自分の障害の状態や特性等を理解し安全に留意して学校生活が送れるように指導することが大切である。

※ 幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）・幼保連携型認定こども園

### 1 幼稚園等における主な留意点

幼稚園等は、幼児が身体発育や精神的機能の発達が十分でないこと、登降園時間・通園方法、教育活動の場や内容、教職員の職種や勤務時間が多様であることなどの特徴があり、各園における特徴に留意した上で取り組むことが必要である。また、幼児の発達の特性や地域の特徴を十分に理解した上で学校安全計画等を作成し、全教職員の協力体制の下、日常的な指導を積み重ねていくことが重要である。

なお、以下の主な留意点のほか、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月）も踏まえて、事故発生の防止に努める必要がある。

#### （1）教職員の役割の理解・役割分担

勤務日ごとに当日出勤している教職員の役割分担を理解し、行動することが重要である。その日の出勤者が自分の役割を自覚するとともにその他の教職員の分担も理解し行動する。また、バス通園の場合は、非常時を想定してルートや避難場所などを選択・判断できるよう、対応を事前に決めておく。

特別な配慮の必要な幼児については、幼児の特徴や、いつもと違う状況での配慮点、介助者等がない場合に誰がどのように避難に付き添うか等について、園内で共通理解を図っておく。

全教職員が揃わない早朝の預かり保育など教育課程に係る教育時間外の活動時や園外保育の際は、その時間帯の状況に応じた対応がとれるよう共通理解を図る。

## (2) 園外保育

園外で活動する場合、活動場所、活動状況等が極めて多岐にわたるため、幼児の発達や活動場所などの特性に応じた安全管理が必要となる。活動場所やその経路に関する事前の実地調査、参加した幼児の人数や心身の健康状態の把握、活動の場所、時刻、時間等における無理や危険性の把握などについて教職員の共通理解を図り、状況に応じた慎重な安全管理を行うことが大切である。

## (3) 避難訓練・研修

朝や午後の預かり保育、降園後の施設開放、昼食時、プール、遠足（徒歩・バス・電車）などの様々な場面や時間帯を想定して実践的な避難訓練を行う。非常勤職員も参加することで、全教職員の共通理解を図る。なお、AEDや応急処置の研修も非常勤職員を含めた全教職員が参加できるようにする。

## (4) 安否確認

保育中は園内の様々な場所に年齢の異なる幼児がいるため、どの部屋にどの組が何人避難しているか、教職員間の連携を密にして、内線などで対策本部に報告し、いかなる状況でも即座に園の全人員の安否を確認する。

## (5) 保護者との連携

事故等が発生した場合の連絡の仕方・幼児の引渡しの方法については、年度当初に保護者と確認しておく。併せて、保護者の勤務場所や兄弟姉妹の有無及び在籍校、緊急時の連絡先を事前に確認し、迎えが遅くなる幼児を把握しておく。

また、保護者には、幼児は保護者の行動を模倣するため、安全に係るルール・マナーの遵守に努めてほしいことを伝えるとともに、バスや自転車通園の保護者には、交通安全や不審者対応について幼児自身が通園時等に確認できるような機会を意識して設けてもらうようにする。

## (6) 避難所対応

幼稚園は基本的に避難所にならないことが多いが、自治体によっては乳幼児・障害児対応施設になる場合がある。また、近隣の未就園児親子が不安から自主的に避難してくる場合もある。施設の開放の仕方などについて、あらかじめ園内で共通理解を図っておく。（詳細については「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」参照）

## 2 特別支援学校等における主な留意点

障害のある児童生徒等の安全に留意するためには、一人一人の障害を理解し把握するとともに、障害のある児童生徒等も、自分の障害の状態や特性等を理解し安全に留意して学校生活を送れるように指導することが大切である。小学校等の通常の学級や特別支援学級から、特別支援学校へ児童生徒等が転入してきた場合は、学校間で情報を共有するなど、連続性のある安全教育を心掛けることも必要である。また、各部が相互に連携するための体制を整えていくことが重要である。(詳細については「学校の危機管理マニュアル作成の手引」参照)

### (1) 障害のある児童生徒等の特性に応じた安全管理の留意点

特別支援学校においては、児童生徒等の障害の状態や学校・地域の実情に応じて、学校安全計画等に具体的に対応を反映させる必要がある。例えば、ヘルメットや防災頭巾等を被ることが難しい児童生徒等の教室では、安全点検について、保護者や消防署等とも連携し、安全な環境づくりを推進する。医療的ケアを必要とする児童生徒等が在籍している場合は、災害時における避難や学校待機を想定した備えについて学校保健計画と学校安全計画とのいずれかに明記されていることを確認する必要がある。

また、特別支援学校の中には、複数の障害種に対応した、いわゆる併置校と呼ばれる特別支援学校や、同一敷地内に高等学校と特別支援学校の分校や分教室が隣接されていたり、病院内に特別支援学校の分教室が設置されていたりする場合など様々な形態があることから、特別支援学校の危機管理マニュアルについては、児童生徒等の障害の状況や各学校の設置の状況によって工夫、連携する必要がある。

また、特別支援学校は、複数の市区町村を学区としていることも多く、県立学校の場合は所在する市区町村の防災担当部局と連携を図ったり、学校の所在地だけでなく学区に起こり得る災害について広く情報を収集したりするなど、適切な対応を検討する必要がある。また、福祉や医療との連携も重要であり、連絡会議を設けるなど、具体的な連携の方法について検討するとともに、例えば、放課後等デイサービス等との連絡会議において災害時の連絡方法について確認をしておくことも大切である。

さらに、校外学習の場合は、実地踏査に行き、児童生徒等の障害の種類や程度に応じて必要な設備等について確認を行う必要がある。また、付き添う教職員等の中で、児童生徒等の障害の状況はもちろんのこと、その日の体調についても申し送りをし、安全に留意する必要がある。

#### ① 障害に応じた情報伝達方法の整備

例) 聴覚障害：点滅灯、ディスプレイ、旗、手話、筆談、校内図など音声以外の伝達方法

#### ② 障害に応じた避難経路・避難体制の整備

例) 車椅子利用をする場合の経路や、エレベーター等が動かない状況や介助者がいない場合等の代替方法

③ 障害に応じた避難訓練の実施

例) 知的障害：訓練等を複数回行い経験を重ねたり、避難経路やとるべき行動が理解しやすい図などを準備したりすることで、事態を予測して落ち着いて行動できるようにしておく。

④保護者・医療関係者と発生時の対応について事前に検討

障害のある児童生徒等が事故等発生時に陥りやすい例

1 情報の理解や意思表示

- 情報の理解・判断に時間を要したり、できなかつたりすることがある。
- 自分から意思を伝えることが困難なことがある。
- ※ 全体への緊急情報伝達だけでは情報伝達漏れが生じやすく、視覚障害や聴覚障害では、障害に応じた情報伝達方法の配慮が必要である。また、知的障害のある児童生徒等には、個別に簡潔な指示を与える必要がある。

2 危険回避行動

- 危険の認知が難しい場合がある。
- 臨機応変な対応が難しく、落下物等から逃げるなどの危険回避が遅れることがある。
- 風水害時の強風や濁流等に抗することが難しい。
- 危険回避しようと慌てて行動することがある。
- けがなどをしても的確に訴えず、周囲が気付かないことがある。

3 避難行動

- 落下物や転倒物、段差や傾斜により避難行動に支障が生じることがある（肢体不自由・視覚障害）。
- エレベーターが使えない状況で、階下や屋上への避難に支障が生じることがある（肢体不自由）。

4 生活・生命維持

- 薬や医療用具・機器がないと生命・生活の維持が難しい。
- 避難時の天候や気温によっては生命の危険がある。

5 非日常への適応

- 経験したことのない場面や急激な環境の変化に、うまく対応できないことがある。
- 不安な気持ちが被災により増幅され、ふだん以上に感情のコントロールができなくなる可能性がある。

(2) 特別支援学校における通学の安全管理のポイント

障害のある児童生徒等の通学方法は障害の程度や学校の状況に応じて様々であるが、学区が広く、スクールバスを利用している児童生徒等も多いことから、通学の安全確保の観点からは、

バス停までの通学方法についても確認しておくことが必要である。また、障害の種類や程度にもよるが、自力通学の場合も多いため、登下校中の緊急事態等発生時の対応について、事前に保護者と共通理解を図っておくとともに、情報収集方法や安全を確保する方法など、児童生徒等に十分な指導をしておく必要がある。

また、車椅子や白杖等を使用していることで周囲から障害のあることが理解されやすい場合だけでなく、一見して障害のあることが分かりにくい場合もある。そこで、障害者に関するマークなどを身に着け、いざというときに支援が受けられるようにしておくことも大切である。

### (3) 特別支援学校における心のケアの引継ぎ

身体症状が表現しにくい児童生徒等は、ASDやPTSDの発症の仕方や時期、症状は様々であり、数年たってから症状が出ることも考えられる。このため、事故や被災後は、児童生徒等の様子を観察できる環境を整え、その様子を個別の教育支援計画を活用して関係機関と共有して引き継ぐ必要がある。

### (4) 特別支援学校における教職員研修のポイント

スクールバスの運転手や介助員、寄宿舎の指導員、非常勤講師等、多様な教職員が関わるため、全ての職員について、普通救命講習の受講ができるように研修を計画したり、勤務の割振りを変更したりすることが必要である。また、沿岸部を通るスクールバスの場合、津波警報の受信の方法の確認や、その際の対応や連絡方法についての研修ができるようにすることも必要である。寄宿舎がある学校では、夜間における安全に係る研修について体制を整備することも必要である。

### (5) 避難所対応

特別支援学校は、一般の避難所では生活に支障を来す、特別な配慮を要する要配慮者とその介護者のための福祉避難所としての役割を担う可能性もあることから、必要に応じて、事前に具体的な対応の内容、応急手当用品等備蓄物資の内容や管理方法について、防災担当部局、教育委員会等と協議した上で、あらかじめ定めておくことが必要である。また、児童生徒等が学校に待機する場合に必要な物資等については、児童生徒等の障害の状況も踏まえて整理し、それらとは別に備蓄又は調達する方法を考えておく必要がある。

## 第7節 安全管理の評価

### 1 安全管理の評価の意義

安全管理は、現在有効に機能しているように見えても、児童生徒等の状況の変化や学校の置かれている環境の変化などの状況の変化等により潜在的な危険をはらみ、十分でない場合がある。

将来、安全管理の対象や項目が変わったり、安全上の新たな問題が生じたりすることにより、現在の方法を改善する必要がある場合がある。また、人事異動等により、教職員の安全管理に関する理解が低下することも考えられるため、安全管理に関する評価が必要となる。

安全管理の評価の意義は、安全管理の実態を把握することにより、安全管理の対象、観点・方法が、安全管理のねらいに合致しているか否かを検討し、より有効な安全管理のための改善策を明らかにすることにある。なお、評価結果を教職員全員にフィードバックしたり、必要に応じて保護者、地域関係者及び児童生徒等にフィードバックし、その後の指導や管理に生かしたりすることは、安全管理へのより積極的な参画や、安全管理についての改善策の提案を促すことになるので、積極的に行うべきである。特に、施設・設備の活用状況や安全点検等についての評価は、具体的なチェックカードなどを作成し、結果を検討し速やかに対応することが重要である。

### 2 安全管理の評価の観点

評価の観点は、児童生徒等の生命や身体の安全を確保し、安心して生活できるようにするという立場から、できるだけ具体的にしておくことが必要である。次に、一般的な観点を示すが、それらを、学校や地域の実情に合わせて、より具体的で、より適切なものに工夫して設定することが望まれる。

なお、安全管理の総合的な評価としては、事故や災害の発生率や発生内容等も指標となる。

#### (1) 学校環境の安全管理評価の観点

	評価の観点	評価の内容
1	安全管理計画の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校環境の安全管理に関する計画は適切であったか</li> <li>○安全管理に関する実施要領、マニュアル等は適切に機能するように作成されていたか</li> <li>○計画されたことが実行され、明確に記録されたか</li> </ul>
2	安全点検の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○点検項目は適切であったか</li> <li>○安全点検は計画的に実施され、必要な改善措置がなされたか</li> <li>○全教職員の共通理解の下に実施されたか</li> </ul>
3	事件・事故災害情報管理の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事件・事故災害の情報収集、連絡体制は整えられていたか</li> </ul>

(2) 学校生活の安全管理評価の観点

	評価の観点	評価の内容
1	児童生徒等の評価	○児童生徒等の安全に関わる行動の実態や事故発生状況が把握され、それらが安全管理や安全指導に役立てられているか ○様々な教育活動の内容や方法で安全を確保するためのきまりや約束を児童生徒等が理解し、守り、安全に活動しているか
2	教職員の評価	○教科等における安全のきまりや約束等が明確にされ、教職員が安全に留意して授業を行っているか。 ○児童生徒等と日常的なかかわり、安全に関連する指導、環境整備、相談活動体制の整備を適切に行っているか
3	安全管理と安全指導の評価	○学校生活の安全管理が安全指導と関連付けられているか

(3) 不審者侵入防止に関する安全管理評価の観点

	評価の観点	評価の内容
1	施設・設備整備の評価	○施設・設備の防犯対策は十分に行われたか ○防犯システムの点検は計画的に実施されたか ○学校施設の開放等は PTA 等の協力により必要な対策がとられたか
2	不審者対応の評価	○日常の安全確保のための対策はとられていたか ○関係諸機関との連携は十分とられていたか

(4) 登下校の安全管理評価の観点

	評価の観点	評価の内容
1	通学路設定の評価	○通学路の設定と安全確保のための点検・整備はできているか ○交通手段の違いによる安全確保はできているか
2	通学方法の評価	○利用される交通機関及び地域事情に応じた安全確保はできているか ○犯罪被害防止のための安全確保はできているか
3	関係諸機関との連携	○地域ぐるみで見守りの体制はできているか

(5) 事件・事故災害発生時の危機管理評価の観点

	評価の観点	評価の内容
1	発生時の対処と研修	○危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）が作成され、訓練等を行い、見直しがなされているか ○全教職員が応急手当の手順や技術を習得できるように配慮したり、研修を行ったりしているか
2	事件・事故災害発生時の救急及び緊急連絡体制の評価	○校内での救急・緊急連絡体制はできているか ○校外での学習等における救急・緊急連絡体制はできているか
3	自然災害等発生時の安全措置の評価	○火災、地震、津波、火山活動、風水（雪）害等の発生に備えた被害防止対策は適切に立てられているか ○火災、地震、津波、火山活動、風水（雪）害等に備えて災害発生時の安全措置や教職員の役割が明確にされているか

### 3 安全管理の評価の方法

評価の方法は、その目的や対象・項目等に応じて、担当者や具体的方法を検討すべきである。

評価の担当者は、項目への関わりを考慮し、教職員の中から適宜構成する。必要によっては、教職員全員が評価に関わることもある。また、保護者、地域関係者及び児童生徒等の参加も、適宜検討されるべきである。安全管理の評価の客観性、信頼性を高めるためには、計画的な評価、量的な評価、質的な評価、組織的な評価が必要である。具体的な方法の検討の際には、以下のような情報が有用である。

- 計画や実施要領、マニュアル等の内容、有効性等に関する、関係者や担当者からの意見
- 計画や実施要領、マニュアル等の内容の実施状況
- 安全点検等の記録結果やそれらの収集結果
- 児童生徒等の行動等の実態や規則などの遵守状況
- 事件や事故・災害の発生状況

このほか、事前の安全管理の事項として、体制整備、教職員研修、避難訓練、などが挙げられる。